

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

当町は、北海道北端の稚内より西方59kmの日本海上に位置し、2,379（令和3年4月1日現在）の人口と約82km²の面積を有した離島である。

日本最北の国立公園である利尻礼文サロベツ国立公園は利尻島、サロベツ湿原、そして高山植物が咲き誇る礼文島からなる。それぞれ魅力的な特徴を持つが、その中でも礼文島は、花の浮島として知られている。太古の昔、大陸から切り離されたこの島には奇跡的な自然が今なお残されているため、夏には約300種の高山植物が咲き乱れる風光明媚な花の島として知られ、海の幸豊かな漁業と観光の町である。

気候は、総じて北洋の気候に支配されるが、対馬暖流の影響を受け、また、オホーツク海から流入する流氷の影響もほとんどなく、夏季は冷涼で、冬季は風が強いが比較的温暖となり、また、本州ほど四季の区別のない気候となっている。

本町の人口の推移を国勢調査からみると、昭和30年の9,874人をピークに減少の一途をたどり、平成27年には2,773人となっている。人口減少率は毎年2%程度で推移し、将来の推計人口は、令和12年に1,803人、令和17年には1,544人とされ、平成27年時点の国勢調査人口と比べ、10年間で4割を超える人口減少が予想されている。

人口推移

| | 昭和50年 | 昭和60年 | 平成7年 | 平成17年 | 平成27年 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 総人口（人） | 6,525 | 5,724 | 4,375 | 3,410 | 2,773 |

資料：国勢調査

各年10月1日現在

就業者数については、平成27年国勢調査では1,798人であり、産業別の構成比は第1次産業652人・36.3%、第2次産業225人・12.5%、第3次産業919人・51.1%であるが、人口減少や少子高齢化の進行が顕著となっている状況である。

製造業事業者数においては、原料の高騰や労働者の高齢化などの要因により年々減少しており、事業所数の減少に伴い従業員数も減少傾向にある。

このような状況下により、労働力不足が深刻化しており、就業者の確保対策とあわせ、地域資源等を活用した新たな産業の創出や生産性向上設備の導入等による町内産業の活性化が必要である。

産業別就業者数（大分類）の推移（単位：人）

| 産業 | 平成17年度 | | 平成22年度 | | 平成27年度 | |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 就業者 | 構成比 | 就業者 | 構成比 | 就業者 | 構成比 |
| 第1次 | 824 | 36.8% | 675 | 35.5% | 652 | 36.3% |
| 第2次 | 313 | 14.0% | 239 | 12.6% | 225 | 12.5% |
| 第3次 | 1,104 | 49.2% | 986 | 51.9% | 919 | 51.1% |
| 分類不能 | 1 | 0.0% | 0 | 0.0% | 2 | 0.1% |
| 合計 | 2,242 | 100.0% | 1,900 | 100.0% | 1,798 | 100.0% |

資料：総務省「国勢調査報告」

製造業事業所の状況（従業員4人以上）

| 区分 | 平成22年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 |
|----------|-------|-------|-------|-------|
| 事業所数 | 9 | 7 | 5 | 5 |
| 就業者数（人） | 117 | 83 | 77 | 69 |
| 出荷額等（億円） | 34.8 | 35.3 | 35.8 | 36.9 |

資料：工業統計調査

（平成23年は経済センサス活動調査と内容が重複するため、工業統計調査は休止）

（2）目標

就業人口の減少や高齢化の中、付加価値の高い生産設備の導入により中小企業者の労働生産性の向上を図るため、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に3件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

（3）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本計画において対象とする先端設備等の種類については、町内企業等の先端設備等を広範に対象とし、生産効率等の向上を図ることが必要であることから、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

礼文町の産業は、基幹産業である漁業・観光業をはじめ多岐に渡り、多様な業種が連携し町の経済、雇用を支えている。そのため、町内に広く点在する事業者全体で生産性向上を実現することが必要であることから、礼文町内全体を本計画における対象地域とする。

(2) 対象業種・事業

礼文町の中小企業においては、業種を問わず労働生産性の向上が望まれることから、本計画において対象とする業種は全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様であるため、本計画において対象とする事業は、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業全てとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 雇用の安定への配慮

人員削減を目的とした取組については、先端設備等導入計画の認定の対象としない、設備導入に伴う人員増が労働生産性の評価に当たって不利にならない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 地域経済の健全な発展への配慮

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象をしない等、健全な地域経済の発展に配慮する。